

池内敏 [著]

磯 竹島より朝鮮國り遠望之圖
海に丸九十九里



竹島問題 とは何か

名古屋大学出版会

序 章 竹島問題をどう解くか···
 —和解に至る知恵を創出するために

第一部 近世日本と竹島

第一章 近世日本の西北境界···

はじめに 12

- 一 一七世紀における竹島（鬱陵島）と松島（竹島） 14
- 二 元禄竹島一件における竹島（鬱陵島）と松島（竹島） 19
- 三 天保竹島渡海禁令 31

おわりに 36

第二章 竹島渡海と鳥取藩···

はじめに 37

- 一 元和四年竹島渡海免許 38
- 二 竹島・松島渡海をめぐる大谷家と村川家 44
- 三 竹島・松島渡海と幕藩権力 50

おわりに 53

37

12

1

第三章 一七一九世紀鬱陵島海域の生業と交流···

はじめに 55

- 一 日本人による鬱陵島海域の利用 57
- 二 朝鮮人による鬱陵島海域の利用 62
- 三 境界領域に対する意識 66
- 四 一九世紀における竹島（鬱陵島）認識 70

おわりに 78

55

第四章 『隱州視聴合記』の解釈をめぐって···

はじめに 79

- 一 『隱州視聴合記』の構成・内容・用語法 80
- 二 「此州」を「竹島（鬱陵島）」とする説について 91

おわりに 102

79

第五章 『隱州視聴合記』の諸本について···

はじめに 107

- 一 写本間の異同について 107
- 二 甲乙両系統と著者について 114

おわりに

117

107

第六章 日本の地図・地誌と竹島

はじめに 118

一 地図と竹島

二 地誌と竹島

三 近代における島名の混乱 125

おわりに 136

第七章 「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」の解釈について

はじめに 137

一 「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に書かれていること 139

二 「竹島外一島」の解釈 147

おわりに 149

第二部 朝鮮と竹島

第八章 安龍福事件考

はじめに 152

一 元禄六年の事件 158 153

二 元禄九年の事件 158 153

152

137

第九章 隠岐・村上家文書と安龍福事件

三 安龍福英雄伝説の形成 171

おわりに 184

はじめて 152

192 194

197 194

192

152

137

第十章 於山島考

はじめに 215

一 文献上の「于山島」「于山」 215

二 古地図 229

おわりに 240

215

242

第三部 一〇世紀の竹島

はじめに 242

第二章 一九〇五年前後の竹島

第三章 二〇世紀初頭鬱陵島の日本人・朝鮮人 はじめに 275 一 空島化政策期の鬱陵島 276 二 一九〇〇年前後の鬱陵島 278 おわりに 288	第十三章 サンフランシスコ講和条約と竹島 はじめに 291 一 SCAPIN 第六七七号、SCAPIN 第一〇三三号と対日平和条約 297 二 対日平和条約のなりたちとラスク書簡 292 おわりに 300	総括 竹島論争とは何か はじめに 301 一 論点の整理 302 二 論じ方にかかわって 306 三 無主地先占は成り立つか 311 おわりに 315	注 参考文献 初出一覧 あとがき 卷末 1
---	---	---	--

序 章 竹島問題をどう解くか

—和解に至る知恵を創出するために

わが国と大韓民国との国交正常化は一九六五年の日韓基本条約調印をもつてなされた。調印へ向けた日韓交渉で深く対立した竹島の領有権問題は、「解決せざるをもつて、解決したとみなす」とする便法によつて棚上げすることとで、国交正常化が果たされた。

当時「日韓国交正常化交渉の当時」——〔 〕は引用者注、以下同様〕、私の派閥の長だった河野一郎さんが竹島問題はそのままにしておくのが賢明だ、触らないことが解決だ、と話し合つたと聞いてゐる。政治的に熟するまではそんな知恵が必要かもしれない。

(中曾根康弘、『朝日新聞』二〇一〇年一月二七日付)

これ「竹島問題」は歴史の解釈が難しいところで、お互いにできるだけ抑制した態度、大人の対応をしてほしいと望むばかりです。当面は先送りする以外に、なかなか現実的な解決方法はないのです。

(細川護熙、同八月一四日付)

右に見るように、二人の元首相は、二〇一〇年に朝日新聞社のインタビューに対して似たような返答をしている。また元韓国大統領の金泳三も、前二者とはニュアンスを異にするものの、類似の発言をしている。

韓国も日本も独島〔竹島〕を譲ることはできない。この問題は解決できないでしょう。このままにしておくのがいい。双方で、もうこの話をしない方がいい。

(金泳三、同一月二七日付)

こうした「棚上げ」「先送り」発言は、「解決せざるをもつて、解決したとみなす」以来、ほぼ半世紀にわたって繰り返されてきたといえる。半世紀にわたる「棚上げ」はいささか無責任のようにも見えるが、しかしそれは「良い知恵が出てくるまで」の次善策であった。そして現在まだ「良い知恵」は現れず、むしろ二〇一二年には如上の次善策すら放棄の淵に追いやられそうになった。この年の夏、日韓両国政府いづれもが、程度の差こそあれ、冷靜さを欠く行動なり発言なりを歴史に深く刻み込むこととなつた。

実は最近の十年間には、先述の「棚上げ」「先送り」発言とは別に、竹島論争が活性化するという変化が見え始めていた。たとえば日本では、竹島に関する島根県告示一〇〇周年（二〇〇五年二月）を迎えるにあたり、島根県議会本会議で「竹島の日を定める条例案」を賛成多数で可決し（二〇〇五年三月一六日、同二五日に条例を公布・施行）、翌〇六年に最初の「竹島の日」を迎えた。その過程にあたる〇五年五月、島根県竹島問題研究会が設置され、〇七年三月には最終報告書を提出して一期目の活動を終えた。現在は構成員や活動形態を変化させながら Web 竹島問題研究所および竹島資料室として二期目・三期目の活動を行つてている。

一方、韓国でも二〇〇五年一二月に盧武鉉大統領のもとに「東北アジア平和のための正しい歴史定立企画団」（以下、「企画団」と略す）が設置され、翌年九月には「企画団」が発展的に解消されて東北亞歴史財団が設立された。さらに〇八年八月には、東北亞歴史財団第三研究室（独島関連）が独島研究所として改組されている。ほかにも韓国海洋水産開発院のもとに独島研究センターが置かれたり、韓国各地の大学単位で独島研究所が続々と設置されてもいる。

これら日韓双方に所在する研究所は、それぞれ自身の側に竹島領有の正当性があると一方的に主張する傾きがあり、論争の活発化はすなわち対立の激化にもつながつていて。しかし、まがりなりにも研究者として訓練を受けた人々を組織して研究活動を行ううちに、新たな史料の発掘や史資料の公開利用、史実の厳密な確定と公開の場での議論の進展を促すこととなつた。その結果、自らの主張を有利に進めたいとの主観的意図とは裏腹に客観的な史実確定が進むこととなつた。ここ四・五年のあいだにおける韓国の大学や学会、政府系研究機関が主催する竹島問題にかかる研究会・シンポジウムを眺めている限りでは、議論の水準と質が急激に変化してきたように感じられる。少なくとも議論の場では、相手側の主張にも耳を傾けながら自説の修正を厭わない論者がわずかずつにせよ現れ始めたからである。

とはいものの、途は易しくない。近年になつて大韓民国で発行された『独島研究六〇年 評価と今後の研究方向』（金炳烈・李承子・李尚云「二〇〇九」）は、一九四七年から二〇〇九年までに発表された竹島問題にかかる韓国内外の論文・单著のなかから八〇点ほどを選び、それらの網羅的な評価を試みることを通じて今後の研究方向を探ろうとする労作である。それによれば、二〇〇〇年以後とりわけ二〇〇六年以後に発表された関連論著のなかに取り上げるべきものが急増していること、また少ないながらも日本人の著述を取り上げる数も増えていることを指摘できる。その一方で、同書に序文を寄せたカン・ジョンヒ（강종희）は、「一九五〇一六〇年代の論争以後に発表された論文や单著を見ると、いくつかの点を除き、当時の水準を大きく出ておらず、場合によつては当時の水準にも満たないものすらある」と述べ、当該研究がいささか停滞気味であることを率直に認めている。こうした停滞の理由についてカン・ジョンヒは、「独島問題が、単純に歴史的根拠だけの問題ではなく、韓日両国の国内状況・国際法・国際政治的状況など複雑な変数の相關関係であるにもかかわらず、学際的にこの問題を研究するというよりは、歴史学者ないしは国際法学者などが自らが属する单一の学問的視角にのみ拠つてこの問題を取り扱つてきた

からだ」と述べるが、おそらくそうではあるまい。既存の研究によつて何がどこまで明らかになり、次に明らかにすべき課題は何かということを直視できず、すでに決着済みの事柄を堂々めぐりの「*ゾ*」とく議論し続ける姿勢が問題の根本にある。

日本政府は「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ國際法上も明らかに我が國固有の領土です」（〔日本〕外務省「二〇〇八」）とする姿勢を崩すことがなく、韓国の政府系研究機関もまた「独島は、歴史的に大韓民国の固有の領土です」「独島は、國際法上も大韓民国の固有の領土です」（韓国海洋水産開発院・独島研究センター「二〇〇八」）と真っ向から対立する見解を搖るがせないから、なかなか議論はかみ合わない。

さて、議論の前提となる事実経過を川上健三「一九六六」によつて概観しておきたい。

一九〇五年一月二八日、大日本帝国政府は閣議決定により、北緯三七度九分三〇秒・東經一三一度五五分にある「無人島」を島根県所属隱岐島司の所管とすることを決定した。二月一五日、内務大臣は、この「無人島」を竹島と命名するとともに、島根県知事に対して竹島を島根県所属隱岐島司の所管とすること、そしてその旨を管内に告示することを命じた（訓七八号）。これにしたがつて、島根県知事は二月二二日、島根県告示第四〇号によつて「北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所屬隱岐島司ノ所管ト定メラル」と公示した。そして、島根県は、同年五月に竹島を隱岐國周吉穂地海士知夫郡官有地台帳に登録し、同年六月、竹島におけるあしか漁業を竹島漁獵合資会社に対して免許した（その後、一九一〇年八月二九日に「韓國併合」を実施し、四五年八月一五日にわが国は無条件降伏をした。同九月二日、連合国軍最高司令官が北緯三八度線を境界線とする朝鮮半島分断占領政策を発表した）。

一九四六年一月二九日、連合国軍總司令部により「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」（SCAPIN第六七七号）が発せられ、日本領域の特定地域に対し日本政府が政治上または行政上の権力を行使し、または行使しようと企てるなどを停止するよう指令された。その特定地域のなかに竹島も含まれる旨が明記されたから、この時点では竹島は、日本の政治上または行政上の権力を行使しえない地域となつたのである。同年六月二二日、マッカーサーラインの設定に関する「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」（SCAPIN第一〇三三号）が発せられ、竹島はそれら操業区域から除外され、日本船舶および国民が竹島と接触することが禁止された（その後、一九四八年八月一五日には大韓民国が樹立され、同年九月九日には朝鮮民主主義人民共和国が樹立された。そして、五〇年六月二十五日に朝鮮戦争が勃発し、五三年七月二七日に休戦協定が結ばれた）。

一九五一年九月八日、サンフランシスコ講和条約が調印された。韓国は交戦国ではなかつたことを理由に、条約調印への参加が認められなかつた。五二年一月一八日、李承晩韓国大統領は海洋主権宣言を行い、いわゆる「李承晩ライン」内に竹島を取り込んだ。一方、同年四月二五日、マッカーサーラインの廃止が指令され、四月二八日には対日平和条約が発効した。その第二条^a項には、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と記載された。ここで「放棄する」対象のなかに「竹島」は明記されていなかつた。

一九五四年六月、韓国沿岸警備隊が竹島に駐留する部隊を派遣して警備員駐屯施設の建設を開始し、現在に至る。ところで、戦後なされた日韓会談のうち竹島問題をめぐる両政府間の見解往復が、一九五三年から六五年にかけて四度にわたつて行われた⁽¹⁾。この見解往復時における論点を塚本孝「二〇〇一」に拠つて整理すると、大きくは次の三点にまとめることができる。

④ 歴史的権原に関する主張

- (1) 于山島、(2) 江戸時代における大谷・村川両家の竹島渡海、(3) 安龍福事件、(4) 『隱州視聽合記』。

(b) 日本による編入の効力・国際法上の領土取得要件等に関する主張

(1) 無主地先占、(2) 近世における領有の再確認、(3) 島根県告示第四〇〇号。

(c) 第二次世界大戦後の連合国の措置などをめぐる主張

(1) SCAPIN 第六七七号、SCAPIN 第一〇三三号と対日平和条約、(2) 対日平和条約のなりたちとラスク書簡。

また、右の見解往復の終わつたのちに新たに浮上した論点として、大韓帝国勅令四一号をめぐる問題と島根県地籍編纂方団に対する太政官返答をめぐる問題の一つがあるが、内容としてはいずれも右に挙げた①「歴史的権原に関する主張」に含まれる。このほかにも細かな論点がいくつもあるが、それらについても本文中で適宜触ることとする。

本書では、これら諸論点について実証的に再検討を試みるものである。実証的であるということは、今日までに確立された文献史学の学問的手法にしたがつて解釈する限りは、誰が分析しても同一の結論に至らざるを得ないということである。

繰り返し同一の現象が生じたり人為的に同一の現象を再現できるような学問的分野とは異なり、歴史学が対象とする史実は一回限りである。ここに歴史学の学問としての特徴があり、史実を検証することの困難さもまたそこに由来する。したがつて、第三者による検証が可能だということも、まったく同一の史実を眼前に再現できた上で検証が可能だということではない。先述したように、今日までに確立された学問的手法にしたがつて提示された史料・史実とその解釈について、同様の学問的水準に立つて検討すれば誰でも同一の結論に至らざるを得ない、といふ検証の仕方である。それは翻つていえば、恣意的な史料の選択と解釈や学問的な方法・手順によらない論証によって得られた結論はおそらく第三者を納得させることが難しいから、実証的に検討するということは、そうした恣意性を極力排除して史料・史実に向き合うということである。

実のところ、これまでの竹島論争は、大げさにいえばあらゆる局面にそうした恣意性を強く孕んだ水準で推移してきた。つまりこの論争には学問的成果が反映されない局面が少なくなく、その具体例は本書中でも示されることとなると思う。おそらくは、竹島論争の問題点は、竹島領有権をめぐる意見対立が存在するところにあるのではなく、それら意見対立が学問的裏づけを欠如させたまま争点化されているところにこそある。学問的裏づけへの配慮を欠いているから、学問的には成り立たないことが明白な主張が再三再四蒸し返されて強弁され、堂々めぐりの議論が延々と続くことになる。

こうして日本でも韓国でも、史実から目をそらし、内輪受けはするが外へ出したらまるで通用しない水準の議論が繰り返されてきた。傍目には奇妙に映る論証も、同じ主張で固まつた身内のあいだでは拍手喝采を浴びるから、さらに威勢のよい発言がなされ、その一方で、異論に対しても激烈で頑なな批判が繰り返されてきた。これでは「良い知恵」など得られようはずもない。こうした負の連鎖を断ち切つて、この問題に解決の途を得るために、本書では、客観的な検証に耐えうる水準を意識しながら、竹島論争にかかる史実を提示するよう心がけた。

以下、本書の構成について簡潔に記し、併せて留意いただきたい点についても記しておく。

第一章から第七章では、江戸時代の分析を中心としながらも、明治三〇年頃までを射程に收めつつ、日本と竹島のかかわりについて論じる。ただし、文献史料上、竹島が単独で現れるることは極めて稀である。また、江戸時代の日本においては、今日の竹島は松島と呼ばれ、現在の鬱陵島のことを指して竹島と呼んだ¹²。山陰地方の日本人が物産豊かな島として渡航を繰り返したのは鬱陵島であり、竹島は付隨的なものに過ぎなかつた。竹島が松島の名で文献史料上に初めて現れるのは一七世紀半ばのことである。

第一章では、寛永二年（一六一五）の竹島（鬱陵島）渡海免許発給から元禄九年（一六九六）の元禄竹島渡海禁令に至る経過、その後、天保竹島渡海禁令というかたちで再度日本人の竹島（鬱陵島）渡海禁止が天保八年（一八三七）に出されるまでの経過を概説的に示す。そして、二つの竹島（鬱陵島）渡海禁令が日本人の行為をどこまで禁止したものであつたかを、法令発布過程に注目しながら分析する。また、第二章では、竹島（鬱陵島）渡海免許や松島（竹島）渡海免許をはじめとして、これまで通説的理解とされてきた諸事項について史料に即して再検討を行う。第三章は、一七世紀から一九世紀に時期的範囲を限定した場合、竹島（鬱陵島）・松島（竹島）が日本人および朝鮮人によってどのように活用されてきたかを検証するものである。

かつて、『隱州視聽合記』の一節をもとにして、一七世紀半ばの日本人の境界認識について日韓間で議論となつたことがあつた。第四章・第五章は、当該史料を文献史学の立場から丁寧に分析しなおすものである。また、竹島（鬱陵島）が日本の古地図上に現れるのは一六世紀末ないしは一七世紀初頭以後のことであり、松島（竹島）の場合は一八世紀後半以後のことである。両島の古地図上での現れ方から領土認識のありさまに言及することが時折見られるが、これまで、根拠となる古地図の提示の仕方がいささか恣意的であつた。第六章では、なるべく網羅的に古地図を編年して並べることで得られる特徴と変化について述べ、そうした変化の背景を地誌の記述によつて追究する。

第七章は、明治九年（一八七六）の島根県による地籍編纂方伺と翌年の太政官による答申について史料本文に即して解釈を確定し、明治一〇年の日本政府が松島（竹島）は日本領ではないと明言していくた実を再確認する。

第八章から第十章では、竹島を韓国領とみなす場合に拠つて立つ論拠のうち、安龍福事件と于山島なる島名の二つについて検討を加えるものである。なお、安龍福事件の背景となる元禄竹島一件交渉期の動向については第一章から第三章で述べている。

元禄竹島渡海禁令が江戸で出されてから朝鮮政府中央に伝わるまでに約一年間の空白期が生じた。その空白期に

朝鮮人安龍福が隠岐諸島を経て鳥取藩領へ現れ、何らかの訴訟を提起した（安龍福事件）。帰国後の安龍福は、朝鮮政府の官憲に対し、隠岐諸島に至る前段階で竹島（鬱陵島）・松島（竹島）にいた日本人を放逐したと証言した。この証言をそのまま史実とみなす立場からは、安龍福は竹島を韓国領として守つた英雄となり、証言を史実の反映ではないと見る立場からは安龍福は虚言癖の男となつた。第八章では、この安龍福証言を客観的に検証し、安龍福事件が引き起こされた背景を探る。また、安龍福を英雄視する風潮の起源が一九七〇年代に求められることを明らかにする。第九章では、二〇〇五年に発見された隠岐・村上家文書の解釈について留意すべき諸点を指摘する。この村上家文書の登場により、從来知られてきた安龍福の行動がさまざまに再評価されているが、多くは文書に書かれた事実の恣意的な部分引用に過ぎず、村上家文書の史料学的検討を等閑に付したままの誤解も少なくない。この章では、文書の機能を考慮に入れて史料解釈を厳密に確定するよう心がける。一方、第十章は、韓国側の古文献・古地図に見える于山島は独島（わが国でいう竹島）を指すとする主張が韓国では広く見られるが、こうした主張について再検討し、于山島が必ずしも竹島だけを含意するものではないことを明らかにする。

一七世紀から一九世紀末までを叙述する第一章から第十章に対し、第十一章から第十三章では二〇世紀の状況を述べる。この時期にあつても、竹島は、鬱陵島での活動と密接に関連をもちながら島の活用が模索された。第十一章では、竹島を日本領に編入した一九〇五年前に、日本人・朝鮮人のそれそれが竹島とどのような接触を行つていたかについて述べる。第十二章では、二〇世紀における日本人の鬱陵島在住状況を朝鮮総督府の統計資料や調査報告書を用いて再構成するとともに、朝鮮人の回想記録や韓国における鬱陵島民に対する聞き取り調査結果をも援用しながら、竹島経営における鬱陵島在住日本人・朝鮮人のかわりの濃淡について述べる。

第十三章は、サンフランシスコ講和条約の条文中には竹島に関する明文規定が存在しないことにかかわっての研究

史を概観し、そこから、竹島問題にかかる今後の争点としてラスク書簡に見える史実解釈の正否が浮上してくることを簡潔に述べる。

末尾に配した総括では、一三の章における分析を踏まえ、これまでなされてきた竹島論争の論点整理を行うとともに論じ方の特徴を指摘し、これから先、論争を収束させるために求められる必要最小限の行為について述べることとする。

本書は、既発表論文をもとに再構成したものである。ただし、それぞれ個別論文としてさまざまな学術雑誌等に掲載したものばかりだから、必ずしも発表時点のかたちのままに収録するわけにはゆかず、本書全体の構成との兼ね合いで文章を整序するよう努め、発表後に明らかになった史料解釈の誤りは訂正した。また、章によっては複数の既発表論文を整理してひとつにまとめた場合がある。さらに、拙著『大君外交と「武威』に収録したもののかから二編の論考を転載し、転載にあたって少し手を入れた部分がある。また、いずれの章にあっても引用史料はなるべく現代語訳で示すこととし、史料原文の翻刻文は、短文の場合は現代語訳のすぐ後ろに《》で括って表示するほかは、原則として注に掲載することとした。適宜参考いただければと思う。なお、各章のあいだで記述内容に重複するものがある。一書にまとめるに際して記述の重複を一切避けるべきかとも考えたが、整序しすぎるとかえつて理解の妨げになる場合もあり、部分的に重複が残ることとなつた。内容の繰り返しがいささか煩わしく見えるかもしれないが、寛恕いただければ幸いである。

和解に至る知恵を創出するためには、まずは自らに不都合な史実ともきちんと向き合う。目を背けない。相手側の主張にも耳を傾けるとともに、批判すべき点は、難詰するのではなく史実にもとづいて厳正に糾す。そうして、第三者の視線にも耐えうる意味ある相互批判を試みる。その上に立つて、次の一步をどのように踏み出してゆくか。選択される次の一步が和解に至る一步となるために、微力ながら本書を編んだ。

第一部 近世日本と竹島

あとがき

一九九三年五月から翌年三月まで、日本学術振興会特定国派遣研究者として韓国での長期滞在を初めて経験し、延世大学校国学研究院の一角に研究室をいただいた。街角のあちこちには機関銃の兵士が立ち、ときおり身分証明書の提示を求められた。夏に延世大のキャンバスを学生たちが封鎖し、機動隊が催涙弾をひっきりなしに打ち込んだ。一週間ほどはキャンバス内に催涙ガスがくすぶり続け、歩いているだけで目が痛かったことを覚えている。

まだ携帯電話もなくインターネットもなかったから、日本事情からはほぼ完全に遮断された。韓国語を上達させたかっただけで日本語と日本人に近づいてはいけないと兄弟弟子の助言を守り、ひたすら韓国語の新聞とテレビ・ラジオを教科書にした。原文を音読するとき以外は日本語を使わない約束で、韓国人の若手研究者といつしょに雨森芳洲『交隣提携』の輪読会を一週間に一度のペースで続けた。会がはねたあとの食事どきもまた会話の実習であった。このとき覚えた韓国のことわざで今でも好きなものに「カヌンマリ コワヤ、オヌンマリ コブタ」と「シガニヤギダ」の二つがある。前者は意訳すると「売り言葉に買い言葉」となるが、直訳する方が韓国と日本の文化の差が出てくるように思う。拙訳だが「柔らかなことばをかけて初めて、柔らかなことばが返ってくる」といったところだろうか。後者は直訳で「時間が薬だ」である。ことわざは、いつの世にあっても人々の行動を戒める庶民の知恵だろうが、最近の竹島問題には、この二つのことわざが似つかわしく感じられる。

日本人はあまり竹島問題に関心がない。関心がないから事実関係にも疎い。にもかかわらず、教科書で「竹島は日本領だ」と明記されると何だかそのように思えてきて、竹島は韓国領だとする主張を訝しく感じ始める。一方、

韓国人は竹島問題に関心が高い。そのわりには客観的な事実関係に疎く、事実関係は脇へ追いやつてでも竹島は韓国領だとする確信ばかりを肥大させる。彼らにとつて、竹島が日本領だなんていう主張は妄言である。そして対立する主張が正面衝突すると「売り言葉に買い言葉」となる。頭を冷やす時間を少し置いて問題の根っこを見直してみる沈着さが、いま必要だ。

自分自身をふり返ってみても、やはり竹島問題には関心が薄かった。大学院を中退して鳥取大学に赴任した一九

九一年一〇月、ふと竹島を研究テーマにしようかなと思ったことがある。時間を見つけては鳥取県立博物館に通い、鳥取藩の家老日記をめくつて「竹島」を追いかけた。もちろんこの竹島はいまの鬱陵島のことである。

ところが、である。家老日記をめくつて「竹島」を見つけたと思ったら、その頁に付箋が挟み込まれていることに気がついた。それは、どれだけ史料をめくつても同じであつた。めくつてもめくつても「竹島」の頁にはいつも付箋があつた。「誰かがすでに全部見ていて」と寒気を感じた。一九九一年当時といえば、竹島問題について書かれた日本人の論著はまだ片手で数えられるほどであった。家老日記を隅々まで眺め尽くした「誰か」とは、川上健三以外には考えられなかつた。改めて『竹島の歴史地理学的研究』を読み、竹島を研究テーマとする意思を放棄した。この大著はとても乗り越えられないな、と観念したからである。

一九九八年に内藤正中「元和四年竹島渡海免許をめぐる諸問題」が発表され、一読して「奇妙だな」と感じた。「老中連署奉書」なのに四名の署名者のうち二人は「老中でない」のは、どう考えても奇妙であつた。そこで意を決して『竹島の歴史地理学的研究』をもう一度精読し、鳥取藩政史料との格闘を再開した。すると、かつてはあれほど完璧に見え、乗り越えられないと觀念した川上の論証には、実は誤りが少なくないことに気がつき始めた。弱点は一ヶ所や二ヶ所ではなかつた。恣意的な史料解釈も氣になつた。これは越えなければいけない、と感じた。そうして書き上げたのが『竹島渡海と鳥取藩』である（本書第二章）。鳥取県域の若手研究者を組織して鳥取地域史研

究会が発足したばかりであり、その会の機関誌創刊号に掲載していただいた。

本書所収の諸論考は、各地の研究会等での口頭発表を経て活字論文としたものばかりである。口頭発表の場は、こじんまりとした歴史研究者だけの会合もあれば、大人数の講演会もあつた。集まつてくださつた人たちも、日本人だけだつたり韓国人だけだつたり、あるいは教育関係者に限られた場合など、さまざまであつた。

右の「竹島渡海と鳥取藩」もまた活字になる前後に数回の口頭報告を行つてゐる。どの報告に際しても、必ず次の質問が出た。「そんな簡単なことに、どうして今まで誰も気づかなかつたのでしょうか？」竹島渡海免許が老中連署奉書として発給され、そこに連署している四人が揃つて老中であるというのは元和八年以後だから、通説のように免許が元和四年に出されたなどということは絶対にありえない、という拙稿の主張についてである。川上健三『竹島の歴史地理学的研究』から起算しても、たしかに三〇年にわたつて誰も異論を唱えてこなかつた。史料批判を怠るところな簡単なことも見逃してしまうということなのか、先入観に傾いた史料解釈を続けていると誤りに気づかぬのか、そんなあたりでしょうか、といった返答をしたと思う。

さて、竹島を主題にした著者の研究発表には欠かさず顔を出して論評してくださつた兄弟子や日韓関係の行く末を案じては電話やメールをくださる遠方に住む年長の畏友、口頭発表の場で厳しく的確な質疑や論評をしてくださつた方々や会合ののち少しリラックスした席で思う存分の意見を聞かせてくださつた方々、こうした皆さんに感謝を申し上げる。また、本書のほとんどは名古屋大学へ転任してきてからの研究成果が土台となつてゐる。着任してから一二年の間さまざまにご指導を賜つた同僚諸氏や院生・学生の皆さんにも御礼を述べておきたい。

この一一月一日付の『朝日新聞』朝刊に竹島特集があり、二〇〇〇字程度に整理された著者の見解が掲載・紹介された。たまたま韓国・木浦大学校に出張中で、すぐに新聞を見ることができなかつたが、ふだんは夫の仕事を敬遠している家内が珍しいことに全文を読んでくれて、「いまどき珍しく骨のある記者さんが居てるねんな」と教え

- 202, 277
 武泳孝 138
 橋本三兵衛 14, 34
 八右衛門（今津屋八右衛門） 14, 31-34, 56-57, 60, 62, 68-69, 278, 303
 八王子社 89
 浜田藩 13, 31, 34, 56, 60, 62, 278, 303
 浜田藩家老 14
 『萬機要覽』 224
 万国公法 75
 ピータルスボルク号 135
 平田直右衛門 26
 平田茂左衛門 22
 深見弾右衛門 48
 釜山鎮 177-178
 『文献備考』 226
 妻季周 263
 ベルウズ（ラベルウズ） 64, 254-255, 278
 方眼式大縮尺 238-239
 『伯耆志』 40
 伯耆人弥七 15
 ホーネット岩 128
 ボッグス 299
 ポツダム宣言 294-295
 洪在現 248, 261, 272
 『本朝地理志略』 122
- ま 行
- 前島密 144
 牧水産局長（牧朴眞） 265-266
 町会所 157, 159, 165, 169
 松浦武四郎 71
 松江藩 12, 18, 28, 30, 79, 114, 304, 307, 311
 マッカーサーライン 5, 292, 294
 松島開墾 74, 135, 138
 松島開拓 129, 131-132
 松島渡海免許 36, 38, 44-45, 47, 310
 松平新太郎 16, 25-26, 29, 39-40, 43
 松平直亮 113
 松平直政 114
 みち（海驥、アシカ、海鹿） 25, 48
 無主地 267
 無主地先占 6, 301, 305, 311, 314
 無人島 12, 15, 298, 305

- 武藤平学 129, 131, 138
 村上家文書 9, 174, 192, 194, 196-199, 204-207, 221
 村上天皇 86, 88
 村川市兵衛 13, 15-17, 27, 33, 35, 38-41, 46-47, 49, 58, 61, 140, 142
 ムルグセム 155
 メネライ 128
 毛利元就 84, 87
- や 行
- 訳官使 192
 八幡長三郎 272
 山座圓次郎 267
 山田顯義 73
 やんこ 258
 瘟集一 157
 腰牌 279-280
 吉田松陰 70, 77
 『輿地志』 224-226
 『輿地勝覽』 223, 227
- ら・わ行
- ラスク國務次官補 297
 ラスク書簡 6, 10, 297-300, 306-307, 311
 リアンクール岩（リアンコートロック、リアンコールト岩、リアンコルド、リエンコラルトロック） 125-126, 128, 258, 268, 270-271, 298
 りゃんこ（りゃんこ島） 256-257, 259, 264-265, 267, 269-271, 312
 兩島監税将 166, 168
 『烈士錄』 115
 連合國軍最高司令官 4
 連合國軍總司令部 291, 296
 樽軍 173, 177
 和布（わかめ） 154-155, 248, 250, 255, 273, 278-279, 281, 289
 倭館 17, 20-22, 65, 155, 157, 177-178, 180-181
 『和國志』 173-174, 180, 186
 渡邊洪基 129-132, 134, 148
 ヲリウツ 128

本書の刊行に踏み切つてくださった方々もまた氣骨のあることと思う。怠惰な著者を叱咤激励されながら本書をまとめてくださった編集部の三木信吾さんを始め、まことに厳しい出版事情のなか本書出版を熱心に懇願してくださった名古屋大学出版会の皆さんに心から御礼を申し上げる。また、校正、印刷から製本あるいは装丁に至るまで、直接お目にかかることのなかつた方々の手も煩わせたことと思う。併せて感謝の意を表しておきたい。

週に何度も、囲碁を始めた娘の後について碁会所に行くことがある。頭の固くなつた父は低級を抜け出せないままの尻目に、娘はいつのまにやら有段者になつた。けれどもアマ八段の師匠はさすがに厳しい。そんな小さな競り合いに気を取られていて、どうしますか。盤面全体を見渡して、大事なところをきちんと見分けて打ちなさい。決して大きくはないが張りのある鋭い声が飛ぶのを聞いて、わがことを指摘されたかとおり返ることがある。大局的な見地から竹島問題を眺め直すことができればと願う。

二〇一二年一月一六日

池内敏

か 行

- 『懐橘談』 114, 116-117
 海軍水路部 148, 268
 海図 268
 『海東繹史考』 223
 海洋主権宣言 5, 292
 可支魚 64
 亀山庄左衛門 45, 47, 51
 賀露御茶屋 169
 『寰瀛水路誌』 247-248
 『韓國水産誌』 245
 韓国大使 297, 306
 韓国併合(日韓併合) 4, 293
 企画団 2
 北澤正誠 77, 135
 木戸孝允(桂小五郎) 70, 77
 金鱗雨 216, 218
 肝付水路部長 265-266
 『疆界考』 225
 魚鳥問屋 35
 巨文島 249-251, 253-255, 259, 261, 293
 空島 56
 空島化 12, 15, 182, 216, 238, 276, 278
 久坂玄瑞 70
 串蛇 51-52
 黒澤三右衛門 114
 黒澤長頭 98, 115-116
 黒澤弘忠 114
 軍艦天城 131, 134-135, 148
 軍艦新高 245-246, 261, 269-271
 慶尚左水營 177
 慶尚道 60, 63-64, 66, 73, 156, 187, 205, 214, 243, 247, 262, 273, 275, 278-280, 284, 289
 慶政党 76, 78
 『県治要領』 138
 元禄竹島一件 8, 13, 15, 19, 37-38, 43, 54-55, 64, 69-71, 78, 122, 124, 155, 157, 200, 220, 252, 302
 江原道 64-65, 73, 135, 183, 204, 210, 214, 223, 229, 237-238, 303, 313
 興善昌藏 71, 77
 『公文録』 137, 139, 308
 『高麗史』 216, 219
 『國代記』 79-81, 83, 86, 91, 96, 98, 100-102, 104, 112, 116, 304
 『五洲衍文長義散稿』 223

高宗 226

- 戸牌 173-176, 179-182, 196
 湖山池 159, 161-162, 164, 169
 固有の領土 4, 314

さ 行

- 西郷従道 72
 済州 65-66, 228, 293
 斎藤勘助 114-117
 斎藤彦右衛門 115-117
 斎藤豈宣 12, 18, 79, 82, 90, 99, 115, 117, 304
 斎藤豊仙 98, 115, 310
 境二郎 141
 賢坂弥左衛門 15, 17, 20, 53
 佐々木為清 86
 サ条约(サンフランシスコ講和条约) 5, 9, 291-293, 295-297, 299-300, 306, 311
 佐藤信寛 141
 『山陰新聞』 76
 『三国史記』 215-216
 『三国通覧輿地路程全図』 119
 三条実美 74
 塙問屋 35
 子山島(子山島) 166-167, 202, 221-222, 244
 『芝峯類説』 20, 24, 222
 島根県告示 2, 4, 6, 271, 301, 305, 311
 『島根県地籍編纂方同』 6, 8, 301, 304
 島根県令 74
 沈興澤 271, 313
 朱印状 42-43
 朱土窟 238
 『春官志』 173, 180, 186, 223
 常楽寺社 89
 申景濬 173
 戌午軍乱 74
 『新人国記』 122
 『新增東国輿地勝覧』 219
 『水道提綱』 223
 陶山庄左衛門 22
 杉村采女 20, 22
 SCAPIN 第 1033 号 5-6, 291, 293-294, 296-297, 301, 305, 311
 SCAPIN 第 677 号 5-6, 291-297, 301, 305-306, 311
 『星湖僕説』 173-174, 180, 223
 青帖裏 169
 石島 242-244, 260, 262-264, 304, 312-314

『世宗実錄地理志』 218

- 接慰官 157
 濱脇寿人 129
 全羅道 63-65, 214, 242-243, 247, 249, 251, 255, 261-262, 279, 281, 289
 捜討使 64, 72, 278
 『増補隱州記』 113
 『増補文献備考』 224-225
 宗義真 19, 22, 24, 26, 171
 『草廬雜談』 123

た 行

- 台霞洞 242, 250, 284, 286, 304, 314
 『大韓全國』 240, 262, 313
 大韓帝国勅令 41 号 6, 242, 249, 260, 262-264, 301, 304, 312-313
 対日平和条約 6, 294, 297, 301, 305-306 → サ条约
 高雄謙三 247, 260
 澪六郎右衛門 22
 竹島一件 201
 竹島開墾 71, 77
 竹島開拓 70, 77
 『竹島記事』 23, 200, 203
 竹島漁獵合資会社 4, 272
 『竹島考』 15, 41, 48, 67, 160, 162, 168, 174, 176, 179
 竹島渡海禁令(元禄) 8-9, 13, 30, 32, 35, 37, 58-60, 67, 124, 152, 159, 167, 170, 192-193, 277-278, 302, 307, 309, 311-312
 竹島渡海禁令(天保) 8, 13, 31-32, 68, 70-71, 124, 303, 309, 311
 竹島渡海復活歎願 35
 竹島渡海免許 8, 13, 15-16, 38, 40-44, 47, 50, 53-55, 58, 97, 277, 302, 310
 『竹島渡海由来記抜書』 124
 竹島の日 2
 『竹島版図所屬考』 72, 77, 135
 『竹島文談』 23
 『竹島問題研究資料』 104
 ダジュレー 128, 130
 太政官 37, 135, 137, 146-148, 305, 308-309, 311
 多田与左衛門 21-23, 155
 田邊太一 131-132
 欽羅 228
 張漢相 244, 252, 277

『中陵漫録』 59, 123

- 朝鮮人見物 156
 『朝鮮水路誌』 280
 『朝鮮全岸』 268
 朝鮮総督府 9
 朝鮮人参 14, 31, 57, 64
 朝鮮八道図 158, 196-198, 204-206
 『朝鮮舟着岸一件覚書』 18, 167-168, 174, 182, 194, 207
 地理寮 140, 144-145
 辻曉庵 158
 寺島宗則 140

- 天保竹島一件 33-34, 60
 『東海の睡蓮花』 273, 279, 281
 統監府 250-251, 267-268
 『東光』 186
 『東国文献備考』 173, 180, 186, 224-225
 『東国輿地勝覧』 12, 20, 24, 228
 東禪寺 159-160, 162, 164
 道洞 250, 280, 284, 286, 314

- 東北亞歴史財団 2
 豆毛浦 181
 東萊府 177-178
 東萊府使 17
 徳川家光 41-42
 徳川秀忠 26, 41-42
 『独立新聞』 186
 戸田敬義 72, 132, 138, 161
 『鳥取県郷土史』 51
 『鳥取藩史』 40

な 行

- 内務省 37
 中井養三郎 264, 270, 272, 312
 長久保赤水 95, 118, 125
 日韓基本条約 1
 日韓貿易規則 73
 日朝両国通漁規則 75
 『日本海内竹島外一島地籍編纂方同』 37, 135, 137, 145-148, 308
 『日本輿地路程全図』 95, 118
 『日本路程輿地図』 118
 雷憲 166, 196, 199, 208-209, 211-212, 214

は 行

- 朴雲學 249-251
 朴於屯 55, 153, 174, 176, 179-180, 183, 199,

《著者略歴》

いけ うち さとし
池内 敏

- 1958年 愛媛県に生まれる
 1982年 京都大学文学部卒業
 1991年 京都大学大学院文学研究科博士後期課程中退
 現在 京都大学教養部講師、助教授などを経て、
 名古屋大学大学院文学研究科教授、博士（文学）
 著訳書 『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店、1998年）
 『「唐人殺し」の世界』（臨川書店、1999年）
 『街道の日本史37 烏取・米子と隠岐』（共編著、吉川弘文館、2005年）
 『大君外交と「武威」』（名古屋大学出版会、2006年）
 『朝鮮後期漂流民と日朝関係』（李薰著、法政大学出版局、2008年）
 『薩摩藩士朝鮮漂流日記』（講談社選書メチエ、2009年）

竹島問題とは何か

2012年12月20日 初版第1刷発行

定価はカバーに
表示しています

著者 池内 敏

発行者 石井 三記

発行所 一般財団法人 名古屋大学出版会
 〒464-0814 名古屋市千種区不老町1名古屋大学構内
 電話(052)781-5027/FAX(052)781-0697

© Satoshi IKEUCHI, 2012 Printed in Japan
 印刷・製本 (株)太洋社 ISBN978-4-8158-0718-4
 乱丁・落丁はお取替えいたします。

〔R〕〈日本複製権センター委託出版物〉
 本書の全部または一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、必ず事前に日本複製権センター（03-3401-2382）の許諾を受けてください。

索引

あ 行

- 青谷専念寺 158
 赤崎 162
 あしか（海鷦、アシカ、海魔） 14, 18, 25,
 33-34, 46, 48, 58, 61, 98-99, 101, 109, 142,
 250, 252, 255, 262, 277-279, 289, 302
 アシカ獣 153, 156, 164, 167, 249, 251, 272
 阿部權八郎 45
 阿部四郎五郎 16, 38-39, 41, 44-46, 49, 51-53,
 142
 阿部正武 24, 68, 78, 97, 124
 アルゴノート 128, 130
 あわび（鮑、鮟） 14, 25, 34, 54, 61-64, 98,
 142, 154-155, 182-184, 245-248, 252, 255,
 258, 273, 278
 安龍福 5, 8-9, 55, 62, 68, 152-156, 158-160,
 165-168, 170-172, 174-177, 179-187, 192-
 193, 196-201, 204-205, 208-213, 220-222,
 224, 226, 238, 244, 277, 301, 303, 308-309,
 311-312
 李灝 173, 177, 180, 185
 李仁成 167
 李奎遂 226-228, 247, 278-279, 313
 李圭景 173
 池田綱清 160, 165, 169
 池田光仲 43
 池田光政 39, 41, 58, 277, 302
 石井宗悦 33, 46, 60, 225-226
 『出雲風土記』 18
 出雲三尾閥 15, 57
 李承晚 5, 292
 李承晚ライン 5, 292
 いそたき人参 15
 磯竹島 18, 28, 97, 99, 101, 109, 142
 一島二名 21
 井上馨 72-73, 78
 今津屋八右衛門 →八右衛門
 岩倉具視 144
 『隱州視聴合記』 5, 8, 12, 18, 79-80, 82-84,
 88-93, 95-107, 111, 113-117, 123, 198, 222,
- 226, 301, 304, 310
 『因府年表』 160-162
 元重挙 173
 于山国 216, 219, 225, 235, 240
 于山島 5, 8-9, 69, 152, 166, 170, 215-216,
 218-219, 221-226, 228-229, 235-237, 239-
 240, 244, 262, 301-302, 308, 311, 313-314
 『鬱陵郡誌』 275
 鬱陵島開拓令 247, 251, 272, 278, 281, 288
 『鬱陵島検察日記』 228, 252, 278, 289
 『鬱陵島事績』 244
 鬱陵島巡察制度 56
 禹用鼎 263
 蔚山 63-64, 154-156, 171, 182-184
 『雲陽志』 115-117
 蝦夷地御用掛 124
 蝶夷地上知 124
 大木喬任 73
 大久保利通 141, 146
 『大阪毎日新聞』 76
 大竹 14, 51, 58
 大西教保 100
 大村益次郎（村田藏六） 70, 77
 大谷九右衛門（大屋九右衛門） 16, 25, 27, 35,
 41, 44-46, 48-49, 140
 大谷家文書 106, 225
 大谷甚吉（大屋甚吉） 13, 15-16, 38-39, 58,
 142, 277
 大谷道喜 33, 45-47, 225
 瞽鳴正義 41, 67, 160, 162, 168, 174-175
 『隱岐國古記』 95
 『隱岐國風土記』 98-99, 113, 123
 『隱岐古記集』 18, 99-103, 114, 116, 123
 隠岐代官 158, 167, 194, 196, 199-200, 203
 『隱岐の家つと』 123
 奥原碧雲 60, 93, 281
 奥村平太郎 272
 奥村亮 273
 尾閔意仙 98